

# 目 次

## ◎傷害総合保険普通保険約款

第1章 傷害補償条項	1 頁
第2章 被保険者条項	5 頁
第3章 契約保険料払込条項	5 頁
第4章 基本条項	6 頁
別表 後遺障害保険金支払区分表	11 頁
加重後の後遺障害状況表	11 頁
保険金請求書類	11 頁

## ◎特約

	名称	コード	
日常生活賠償責任補償特約	日常生活賠償補償	(89)	12 頁
賠償事故の解決に関する特約	賠償事故解決特約	(D5)	18 頁
保険料支払に関する特約 (一般団体・分割払用)	分割払 (一般団体)	(01)	21 頁

## 傷害総合保険普通保険約款

### <用語の定義（五十音順）>

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
協会	社団法人日本損害保険協会をいいます。
後遺障害*	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第1章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(3)に規定する乗用具をいいます。
告知事項	危険（注）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  （注） 危険 当社が保険金を支払うべき事由の発生の可能性をいいます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
自動車等	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車または同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
手術*	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、吸引、 <small>せんしん</small> 穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
請求完了日	被保険者または保険金を受け取るべき者が第4章基本条項第13条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院*	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額*	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

入院*	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額*	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第1章傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表の保険金をいいます。
保険金額	死亡保険金および後遺障害保険金の補償に関する保険証券記載の金額をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

「\*」印の付された用語については、ご選択いただいた補償内容によっては、約款において使用していないことがあります。

## 第1章 傷害補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った次の①から④までのいずれかに該当する傷害に対して、この普通保険約款に従い保険金を支払います。
- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、次に掲げる交通事故のいずれかによって被った傷害
    - ア. 運行中の交通乗用具（注1）との衝突・接触等
    - イ. 運行中の交通乗用具（注1）の衝突・接触・火災・爆発等
  - ② 被保険者が次に掲げるいずれかの間に生じた事故によって被った傷害
    - ア. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗している間（注3）
    - イ. 乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内（注5）にいる間
  - ③ 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害
    - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
    - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
    - ウ. 火災または破裂・爆発
    - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
  - ④ 被保険者が、建物または交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注6）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (3) この普通保険約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機。航空機は、飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーンをいいます。 (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶。船舶には、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。 (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等物品輸送用に設置された装置等は除きます。

- (注1) 交通乗用具  
これに積載されているものを含みます。
- (注2) 正規の搭乗装置またはその装置のある室内  
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 搭乗している間  
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。
- (注4) 乗客  
入場客を含みます。
- (注5) 乗降場敷地内  
改札口の内側をいいます。
- (注6) 偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状  
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

## 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
    - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
  - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
  - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
  - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
  - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注9）のないものに対しては、その症状の原因がいかなくても、保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者  
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者  
保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格  
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 酒に酔った状態  
アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注5) 暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部

の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注6) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質(注6)によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) 頸部症候群  
いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注9) 医学的他覚所見  
理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### 第3条(保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
    - ア. 交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間については、保険金を支払います。
    - イ. 交通乗用具を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
    - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、同条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により前条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
  - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
  - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
  - ④ 被保険者が次に掲げる航空機の内いずれかに搭乗している間
    - ア. グライダー
    - イ. 飛行船
    - ウ. 超軽量動力機
    - エ. ジャイロプレーン
- (2) 当社は、被保険者が職務として次の①または②に掲げる作業の内いずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 交通乗用具への荷物等(注3)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(注3)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注3)の整理作業
  - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

- (注1) 競技等  
競技、競争もしくは興行(いずれもこれらのための練習を含みます。)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。)  
または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をいいます。
- (注2) 路線を定めて運行する航空機  
定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (注3) 荷物等  
荷物、貨物等をいいます。

#### 第4条（保険金の支払）

当社は、下表の規定に従い、同表に掲げる保険金を支払います。

保険金の名称	保険金の支払に関する規定
死亡保険金	<p>① 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、その被保険者の保険金額の全額（注1）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>② 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。</p> <p>③ 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。</p> <p>④ ③の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。</p> <p>⑤ ④の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。</p> <p>⑥ 保険契約者は、③の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。</p> <p>⑦ ⑥の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。</p> <p>⑧ ③および⑥の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。</p> <p>⑨ ⑤または⑦の規定による通知を受けた場合において、当社は、保険契約者またはその法定相続人に対し、変更後の死亡保険金受取人の氏名および被保険者との関係ならびに⑧の被保険者の同意があることの確認を目的として、これらを記載した当社所定の書面の提出を求めることができます。</p> <p>⑩ 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注2）を死亡保険金受取人とします。</p> <p>⑪ 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更す</p>

ることはできません。

⑫ ②または③の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

⑬ ⑩の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（注1） 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注2） 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

後遺障害保険金 ① 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

その被保 険者の保 険金額	×	別表の後遺障害 保険金支払区分 表に掲げる割合	=	後遺障害 保険金の 額
---------------------	---	-------------------------------	---	-------------------

② ①の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、①のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

③ 別表の後遺障害保険金支払区分表に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

④ 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し①から③までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表の後遺障害保険金支払区分表の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度と

します。

- ⑤ 既に身体に障害のあった被保険者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表の加重後の後遺障害状況表の1. から5. までのいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表の後遺障害保険金支払区分表に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害（注3）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の 後遺障害の状態 に対応する割合	—	既存障害 (注3) に対 応する割合	=	適用す る割合
-------------------------------	---	--------------------------	---	------------

- ⑥ ①から⑤までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

- (注1) 上肢  
腕および手をいいます。
- (注2) 下肢  
脚および足をいいます。
- (注3) 既存障害  
既にあった身体の障害をいいます。

## 第5条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第6条（他の身体の傷害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第2章 被保険者条項

### 第1条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、保険証券の被保険者本人欄に記載の者となります。

## 第3章 契約保険料払込条項

### 第1条（第1回保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むにあたっては、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込むものとします。

### 第2条（第1回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故が第1回保険料を領収する前に生じていた場合は、保険金を支払いません。

### 第3条（第2回目以降の保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、第2回目以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込むものとします。
- (2) 総保険料の払込みが完了する前に、当社が被保険者に対し、第1章 傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表の死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合には、死亡保険金受取人が死亡保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込保険料（注）の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料  
総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第4条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責）

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故については、保険金を支払いません。
- (2) 当社が第2回目以降の保険料を口座振替請求した場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)および次条①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
- ① その保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、その翌月の払込期日においても指定口座（注）の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- ② ①の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき保険料が、その払込期日およびその翌月の払込期日において、指定口座（注）の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。

- (3) 保険契約者が当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故について保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) 指定口座  
保険契約者の指定する口座をいいます。

#### 第5条（解除—第2回目以降の保険料不払の場合）

当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる場合	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日までに、次回分の保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日

## 第4章 基本条項

#### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

#### 第2条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を

告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- ③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき事由の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が、当社が保険金を支払うべき事由の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、当社が保険金を支払うべき事由が(2)の事実に基づかず発生した場合には、適用しません。

#### 第3条（保険契約者の住所変更の通知）

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第4条（保険契約の無効）

- (1) 次の①から③までに掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。ただし、③については、第1章傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表に掲げる保険金の種類が死亡保険金のみである場合に限り適用するものとします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- ③ 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合  
被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

#### 第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

## 第6条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 当社が保険金を支払うべき事由が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

## 第7条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

## 第8条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る第1章傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表に掲げる保険金の種類等について、それぞれの合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までのいずれかの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が、当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

## 第9条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
  - ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ③ 前条(1)③に規定する事由が生じた場合
  - ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、

②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
  - (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
  - (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注） この保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

## 第10条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第11条（保険料の返還または請求）

当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、それぞれの規定に従い保険料を返還または請求します。



事由	保険料の返還または請求に関する規定
第2条（告知義務）の規定による保険料率の変更および解除の場合	<p>① 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差額に基づき計算した保険料を返還または請求します。なお、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。</p> <p>② 当社は、保険契約者が①の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>③ ①の規定による追加保険料を請求する場合において、②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。</p> <p>④ 第2条(2)または②の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。</p> <p>（注） 保険契約者が①の規定による追加保険料の払込みを怠った場合 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、返還を請求する権利を行使できません。</p>
保険契約が無効または失効の場合	<p>① 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第4条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。</p> <p>② 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、総保険料の払込みが完了する前に、当社が被保険者に対し第1章傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表の死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合には、死亡保険金受取人が死亡保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込保険料（注）の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。</p> <p>（注） 未払込保険料 総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。</p>
取消しの場合	第6条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を

	返還しません。
第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の場合	第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
第8条（重大事由による解除）の規定による解除の場合	第8条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
第9条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定による解除の場合	<p>第9条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合、または同条(3)の規定により被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、月割をもって計算した保険料を保険契約者に返還または請求します。</p> <p>（注） この保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。</p>
保険契約の条件の変更の場合	① この表におけるこの項目以外の場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。なお、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
	② ①の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による当社が保険金を支払うべき事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第12条（事故の通知）

(1) 被保険者が第1章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金の種類ごとに下表に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
死亡保険金	その被保険者が死亡した時
後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表の保険金請求書類に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理

由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注) 配偶者  
法律上の配偶者に限ります。

### 第14条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注1）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注2）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注3）には、これにより確認が遅延した期

間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。  
(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

- (注1) 下表に定める延長後の日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。  
(注2) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会  
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。  
(注3) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第15条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第12条（事故の通知）の規定による通知または第13条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。  
(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

- (注1) 死体の検案  
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。  
(注2) 費用  
収入の喪失を含みません。

#### 第16条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時（注）の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (注) 第13条（保険金の請求）(1)に定める時  
この普通保険約款に規定する保険金以外の保険金を支払う特約が付帯されている場合は、その保険金については、その特約の保険金の請求に関する規定に定める時とします。

#### 第17条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第18条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。  
(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

#### 第19条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。  
(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。  
(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第20条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を協会に登録します。  
① 保険契約者の氏名、住所および生年月日  
② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別  
③ 死亡保険金受取人の氏名  
④ 第1章傷害補償条項第4条（保険金の支払）の表に掲げる保険金の種類の保険金額、日額および被保険者の同意の有無  
⑤ 保険期間  
⑥ 当会社名  
(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。  
(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。  
(4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。  
(5) 保険契約者または被保険者は、自らに係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

#### 第21条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの保

険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

## 第22条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第23条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 別表

### 別表 後遺障害保険金支払区分表

#### 1. 眼の障害

- 1) 両眼が失明した場合……………100%
- 2) 1眼が失明した場合……………60%
- 3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合……………5%
- 4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合……………5%

#### 2. 耳の障害

- 1) 両耳の聴力を全く失った場合……………80%
- 2) 1耳の聴力を全く失った場合……………30%
- 3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合……………5%

#### 3. 鼻の障害

- 1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合……………20%

#### 4. 咀嚼やく、言語の障害

- 1) 咀嚼やくまたは言語の機能を全く廃した場合……………100%
- 2) 咀嚼やくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合……………35%
- 3) 咀嚼やくまたは言語の機能に障害を残す場合……………15%
- 4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合……………5%

#### 5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- 1) 外貌に著しい醜状を残す場合……………15%
- 2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合……………3%

#### 6. 脊柱の障害

- 1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合……………40%
- 2) 脊柱に運動障害を残す場合……………30%
- 3) 脊柱に変形を残す場合……………15%

#### 7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- 1) 1腕または1脚を失った場合……………60%
- 2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合……………50%
- 3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合……………35%
- 4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合……………5%

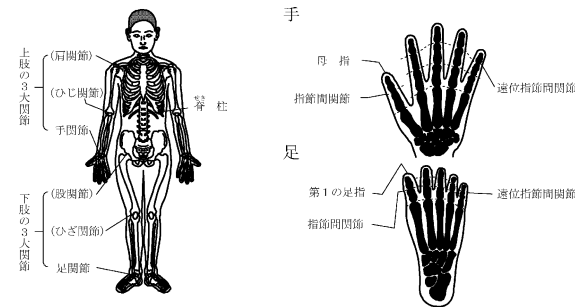
#### 8. 手指の障害

- 1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合……………20%
- 2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合……………15%
- 3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合……………8%
- 4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合……………5%

#### 9. 足指の障害

- 1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合……………10%
  - 2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合……………8%
  - 3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合……………5%
  - 4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合……………3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合……………100%  
（注1）7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

（注2）関節等の説明図



### 別表 加重後の後遺障害状況表

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合  
（注1）3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表の後遺障害保険金支払区分表（注2）の関節などの説明図によります。  
（注2）3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

### 別表 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	
	死亡	後遺障害
保険金請求書	○	○
保険証券	○	○
当会社の定める傷害状況報告書	○	○
公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○
死亡診断書または死体検案書	○	
後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○
死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○	
被保険者の印鑑証明書		○
被保険者の戸籍謄本	○	
法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○	
保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
その他当社が第4章基本条項第14条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○

（注）保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

## 日常生活賠償責任補償特約

### <用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故  （注）日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
住宅	被保険者の居住のために使用される住宅をいい、敷地内（注）の動産および不動産を含みます。  （注）敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（注）および死亡を含みます。  （注）後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	第3条（被保険者の範囲）(1)に規定する者をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険証券記載の保険期間中に日本国内または国外において発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金

を支払います。

## 第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
  - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑦ 環境汚染（注5）に起因する事故
- (2) 当社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ② 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
  - ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
  - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶および車両（注7）または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者  
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染  
流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産  
住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注7) 船舶および車両  
次の①から③までに掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内（注8）におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内  
囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

## 第3条（被保険者の範囲）

- (1) 普通保険約款の規定にかかわらず、この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人
  - ② 本人の配偶者（注1）
  - ③ 本人または配偶者（注1）と生計を共にする同居の親族
  - ④ 本人または配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
  - ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故に限ります。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注1) 配偶者  
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

(注2) 未婚  
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって保険金額が増額されるものではありません。

## 第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤ 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥ 協力費用	第9条（当社による解決）(1)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦ 権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(1)④または第13条（代位）(3)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

#### 第6条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載のこの特約の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{前条④または⑤の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}} = \text{前条④または⑤の費用に対する支払額}$$

#### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この特約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第8条（事故発生時の義務）

- (1) 普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。	左記の義務を怠ったことにより当社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行	

使に必要な手続をすること。	によって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③または⑧の書類に事実と異なる記載をした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③または⑧の書類または証拠を偽造または変造した場合

- (注1) 損害賠償の請求  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容  
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

#### 第9条（当社による解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第10条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、

当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

- (注) 保険金請求権  
第5条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第11条（保険金の請求）

- (1) この特約に関する当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行することができます。
- (2) 普通保険約款の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。



(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注) 配偶者  
法律上の配偶者に限ります。

## 第12条（保険金の支払時期）

(1) 普通保険約款の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容（注2）、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注4）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日  
被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容  
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(注3) 下表に定める延長後の日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会  
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第13条（代位）

(1) 普通保険約款の規定にかかわらず、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
① 当社が損害賠償金の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額			
② 当社が損害賠償金の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額			
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">－</td> <td style="padding: 5px;">損害賠償金のうち保険金が支払われていない額</td> </tr> </table>	被保険者が取得した債権の額	－	損害賠償金のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	－	損害賠償金のうち保険金が支払われていない額		

- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注) 損害賠償請求権その他の債権  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第9条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は、適用しません。

#### 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

#### 附則

- (1) 第10条（先取特権）(1)および同(2)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第10条（先取特権）(3)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に保険金請求権（注）の譲渡または保険金請求権（注）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険金請求権  
保険法（平成20年法律第56号）の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

#### 別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当社の定める事故状況報告書
4. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
5. 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
6. 身体の障害の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診断書
7. 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
8. 被害が生じた物の価額を確認できる書類
9. 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
10. 被害が生じた物の写真または画像データ
11. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当社が第12条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

## 賠償事故の解決に関する特約

### <用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第1条（賠償事故の範囲）に掲げる特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載の保険金額またはこの特約が付帯された特約で定められたものをいいます。

### 第1条（賠償事故の範囲）

この特約における賠償事故とは、次に掲げる特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

日常生活賠償責任補償特約

### 第2条（当社による援助）

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注） 日本国内において発生した賠償事故  
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

### 第3条（当社による解決）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。

① 被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金

額を下回る場合

(注1) 日本国内において発生した賠償事故  
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続  
弁護士を選任を含みます。

### 第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した賠償事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) この特約において「損害賠償額」とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	---------------------------	---	-------

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)

の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。

- ① (2)④に規定する事実があった場合
  - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

(注1) 日本国内において発生した賠償事故  
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額  
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 損害賠償責任の総額  
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

#### 第5条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
  - ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
  - ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
  - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
  - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、次の書類または証拠  
ア. 被害が生じた物の価額を確認できる書類  
イ. 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。  
ウ. 被害が生じた物の写真または画像データ
  - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に

対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合
  - ② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (4) 当会社は、前条(2)または同条(6)のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (5) (4)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 (注3)	180日
② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (6) (4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

- (注1) 請求完了日  
損害賠償請求権者が(1)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 下表に定める延長後の日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会  
弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第6条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第2条 (当会社による援助) または第3条 (当会社による解決) (1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額 (注1) の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
  - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
  - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社

のために供託金 (注2) の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金 (注2) を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2)ただし書
  - ② 第4条(7)ただし書
- (4) (1)の供託金 (注2) が第三者に還付された場合は、その還付された供託金 (注2) の限度で、(1)の当会社の名による供託金 (注2) または貸付金 (注3) が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第1条 (賠償事故の範囲) に掲げる特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金  
利息を含みます。

(注3) 貸付金  
利息を含みます。

#### 第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

#### 第8条 (特約の読み替え)

この特約については、この特約が付帯された特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 支払保険金の範囲を定めた条文の①は、

① 損害賠償責任の額	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償責任の額。損害賠償責任の額には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
------------	---

- ② 保険金の支払額を定めた条文の規定中「損害賠償金」または「損害賠償金の額」とあるのは「規定により算出されたものの額」

### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

## 保険料支払に関する特約（一般団体・分割払用）

### 第1条（第1回保険料の払込方法）

普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むにあたり、当社が承認した場合は、第1回保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

### 第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回保険料を払い込まなかった場合において、当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故（注）が第1回保険料を領収する前に生じていたときは、保険金を支払いません。

（注） 当社が保険金を支払うべき事由の原因となった事故  
この保険契約に付帯されている他の特約において当社が保険金を支払うべき事由を含みます。

### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。